

3 職員の勤務状況等

(1) 年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

令和6年度の平均取得日数	令和5年度の平均取得日数
15. 6日	15. 5日

(2) 特別休暇の概要と取得状況

種類	付与日数	取得者数	
		令和6年度	令和5年度
ドナーリスト休暇	必要な期間	人 1	人 1
ボランティア休暇	5日以内	8	6
結婚休暇	7日以内	47	59
パートナーシップ休暇	7日以内	0	0
出産休暇	産前産後8週間	42	35
育児休暇	1日2回、1回30分	7	3
出産補助休暇	3日以内	66	69
子育て休暇	5日以内	59	67
出生応援休暇	10日以内	9	7
忌引休暇	1日から10日以内	452	442
追悼休暇	1日	33	35
夏季休暇	7日以内	3, 209	3, 227
災害休暇	7日以内	2	3
	必要な期間	220	738
感染症休暇	必要な期間	0	21
リフレッシュ休暇	勤続の節目 6日の範囲内	489	668
	その他 2日以内	3, 075	3, 103
看護休暇	10日以内	739	661
短期介護休暇	5日以内 (2人以上は10日以内)	48	41
その他の休暇	—	2	2

(3) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護者の介護をするため、一の継続する要介護状態ごとに3回を超える通算6か月以内で指定する期間内において休暇（1日または1時間単位）を取得することができます。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
介護休暇	人 1(1)	人 1(1)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(4) 介護時間の概要と取得状況

職員が要介護者の介護をするため、一の継続する要介護状態ごとに、連続する3年の期間内において、休暇（1日2時間を限度）を取得することができます。

区分	取得者数	取得者数
	令和6年度	令和5年度
介護時間	人	人
	0 (0)	0 (0)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することができます。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
病気休暇	人	人
	986	1,057

(6) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は対象となる子が3歳になるまでの期間、部分休業は対象となる子が小学校に就学する直前までの期間（1日2時間を限度）について取得することができます。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
育児休業	人	人
	103 (39)	83 (28)
部分休業	21 (16)	15 (10)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 配偶者同行休業の概要と取得状況

公務において活躍されることが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度です。

区分	取得者数	
	令和6年度	令和5年度
配偶者同行休業	人	人
	1 (1)	1 (1)

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(8) 安全衛生管理体制の整備状況

(各年4月1日現在)

組織等	説明	令和6年度	令和5年度
		設置者数等	設置者数等
安全衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため、また、労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	11委員会	11委員会
総括安全衛生管理者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	7人	7人
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	42人	42人
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	19人	19人
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	3人	3人
安全衛生委員会委員	安全衛生委員会を運営するための委員で、総括安全衛生管理者又は準ずる者、安全管理者から事業者が指名した者、当該事業場の労働者のうち安全に関し経験を有する者	124人	124人